

消費者基本計画の検証・評価・監視にかかるヒアリング対象施策

平成 23 年 6 月 10 日

消費者委員会

| 施策番号 | 具体的施策 | 担当省庁等 | 実施時期 |
|------|---|---|-----------------|
| 87 | <p>消費者庁のリーダーシップのもと、関係省庁、学識経験者、消費者団体、教育関係者等をメンバーとする「消費者教育推進会議」を新たに開催し、これまでに蓄積された研究・実践の成果を生かして小学生から大学生、そして成人に至るまでの多様な消費者教育を、連携して体系的に進める体制を確立します。推進会議においては、社会教育における指針を各省庁で共有し普及させるなど施策の推進を図るとともに、関係省庁の消費者教育についての知見を共有しつつ、関係省庁が作成する消費者教育用教材や取組等の体系化を推進します。</p> <p>また、消費者教育に関する法制の整備について検討を行います。</p> | 消費者庁 文部科学省 関係省庁等 | 平成 22 年度に着手します。 |
| 93 | <p>新学習指導要領において、消費者教育に関する内容が充実されたことを踏まえ、新学習指導要領の周知徹底、教科書の充実や関係省庁の副教材の作成・配布への協力等を行います。</p> <p>また、新学習指導要領の実施に向けて、消費者教育に関する講座の充実など、教員の消費者教育に関する指導力の向上を図ります。</p> | 文部科学省 | 継続的に実施します。 |
| 96 | <p>それぞれの機関が有する情報や知識を活用した消費者教育用教材等の作成・配布、出前講座の実施、又は地域で開催される講座等への講師派遣などを行い、社会教育施設等地域における消費者教育の推進を行います。</p> | 消費者庁 公正取引委員会 金融庁 法務省 文部科学省 国民生活センター 金融広報中央委員会 | 継続的に実施します。 |

| | | | |
|-----|---|----------------------|------------|
| 168 | OECD 消費者政策委員会（CCP）において、加盟国における消費者問題の解決制度の現状比較、現在進められている製品安全に関する情報共有の取組等、幅広い消費者問題に関する検討に積極的に参画します。 | 消費者庁 外務省 関係省庁等 | 継続的に実施します。 |
| 169 | 地域間・二国間における消費者問題について、日中韓の政策対話の実施等を通じ、国際的な連携の強化を図ります。 | 消費者庁 関係省庁等 | 継続的に実施します。 |
| 170 | 「消費者保護及び執行のための国際ネットワーク」（ICPEN）等を通じて、法執行機関の国際的な連携の強化を図ります。併せて、国際的な消費者トラブル事例を収集する「eConsumer.gov 日本語サイト」を充実し、関係国の執行機関との間で情報を共有します。 | 消費者庁 関係省庁等 | 継続的に実施します。 |